

竹原市公告第 89 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 箇月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 箇月以内に、竹原市長に対し、意見書を提出することができる。

平成 30 年 9 月 3 日

竹原市長 今榮 敏彦

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

フジ竹原店 B 棟

竹原市下野町 3 2 9 3

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社フジ

代表取締役 尾崎 英雄

愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄
愛媛県松山市宮西一丁目2番1号

(変更後)

株式会社フジ 代表取締役 山口 晋
愛媛県松山市宮西一丁目2番1号

(4) 変更の年月日

平成30年5月17日

(5) 変更した理由

大規模小売店舗を設置する者の代表者変更のため

2 届出年月日

平成30年8月24日

3 縦覧場所

竹原市中央五丁目1番35号

竹原市企画振興部産業振興課